田代時報
第7号
発行所　田代村公民館
電話1番
発行責任者　上田政吉
編集責任者　小川兵一
印刷所
鹿屋市曽田町6647
南日本新聞社軍部支社
電話88.98.126番

部落別婦人懇談會

開催の御礼

精神的にも物質的にも、田代村をほんとうに住みよい処となすためにはどうすればよいかと云うことが随所で語られます。

一人々々の生活が経済的にも恵まれ、いつも和やかな雰囲気で家族が睦まじく人として生れた幸福を味い、延いて社会の福祉となり、豊かで明るいものになったらどんなにか楽しいことでしょう。

なんとしても、せめて田代にこんな夢を実らせたいものであります。このためには先ず自分自身を腐き上げねばならないでしょう。

村では深く之のことを思い、縣下に先駆けして昨年より経済自立の源を打立て、各部落に新しい小組合組織を造り上げ、強力にこれを推進し、全村の盛り上る力は僅かの間に大きな実績を挙げて参て居ります。

今まで男の人が主となり頑張って頂きましたが、このことはどうしても温和で忍耐強い婦人の協力があってこそ成り、現に在りつゝあるのですが、更に一層強固ならしめるために、部落別婦人懇談会を催すことにまとまり、去る二月十八日より二十七日までお粗末な内容で御目見得致した次第で御座いました。

納税意識の高揚、貯蓄思想の徹底体位の向上を主眼に、そしてこれらの推進は、知・情・意を融合した社会教育の充実が重要であることを拙い言葉で申上げたのであります。各部落共殆んどの主婦、娘さんが揃って集り、熱心におきゝとり下され、まじめな質疑や、貴重な御意見等をおきかせ下さいまして、私共つかれも忘れてしまったのであります。

巡回の終りました今、その時々を想い出『田代はきっとよくなる』と思えますことが心楽しく感謝の気持が一杯であります。何事にせよ、心と心が直接触れあって、より大いなるものが創造されると云はれた訳です。

これから先は一層の親密感を以て、お互腐き合う絆が結われます。

会の席上では殆んど涙口ばかり申上げた様な気がして恐縮に存じております。殊に第二班は『ワルモノドモ』が揃いまして、散々なことを申しましたが、みん冷笑って聞流して下さいました。これは婦人の愛情と生活改善の真先生が、福神漬を作って、甘からず、辛からずやって下さったお陰だと考えております。今後共よろしく御願い申上げます。

私共の希うことは、婦人の皆様が今度の懇談を機会にいろ〳〵自己を批判し、反省をかさねる習慣を身につけ、女の好きな最大限に生かされ、自己もよく、隣人も愛する理想郷を打立てるために力を協せて頂きたいことであります。お互に旁めあおうではありませんか『一人は万人のために、万人は一人のために』

皆様のしあわせを願いつゝ、懇談会臨席者一同無辞を申述べ、御礼の言葉に代えさせていたゞきます。

二八・二・二八

（文責　平川正明）

経済自立化運動（7）

四の（三）振興小組合の活動

今月は役員改選期になっている小組合が大部分であると思うので、順序を変えて小組合の運営に就いて述べ見たいと思います。

小組合運営は何と云っても小組合員の協同精神に基く行動と良き役員を得ることが最も大事な事である。

1、小組合の組織

昨年八月小組合制度を各部落に設けて来たのであるが、各部落は規約規定こそなかったが戦時中の常会制度の流れを吸んで一応の部落組織は各部落共出来ていたのである。常会制度は政治機関として上意下達が主で部落民個人としては誠に迷惑な制度であったが、此処に新しく小組合制度を設けた理由は度々述べて来た通り小組合の自主的計画を樹立し、小組合員の共同意識に基く共同の福利増進を図るを主な目的としているのである。小組合の活動が行はれず村各種機関の委嘱事務のみ取扱うとすれば戦時中の部落組織と何等変りはないことになるのである。

我々は小組合役員の改選期に当り小組合制度の目的を再確認して良き役員を選出することが御互の福利増進を図ることとなると思う。

そして選出された役員に甘えて小言を云ったり反抗したりすることをやめて、役員を助け協力することが各人の生活向上の基になるのである。

2、小組合役員の現在迄の活動

小組合運営の為には色々と仕事が多いので、なるべく多くの役員を設けて業務を分担する事が望ましく、最小限度小組合長、総務委員と経済委員の外に小組合振興委員会の組織を設けなければ小組合の殆んどの小組合は三役丈設けて、然かも小組合長は経済委員の仕事も総務委員の仕事も兼ね、経済委員、総務委員は只相談相手位にしている小組合が多い様である。

その様な小組合に行って小組合長の奮見を聞と手紙が小組合長に來るので委員を使うのは気の毒だから自分で走り廻る方が良いなどと言っている。切角設けた役員を有効に使はなければ小組合の発展は期せられないと思う。

小組合長は小組合発展の為必要な各部落委員に起案せしめ振興委員会に諮って委員其の他の係に執行させる程度にして、役場、農協等の委嘱事務は全面的に総務委員と経済委員に執行させる様にしなければ小組合長のみが仕事が多く小組合独特の計画は立てられず。然かも小組合長の仕事を嫌う様になれば理想的な小組合長を得る事が出来ず御互の発展は望めないと思う。

3、役員の報酬

役員選挙の前に先づ役員の報酬を決めることが最も良いと思う。

村役場及農協からも委嘱事務には相当の報酬は出すのであるが、小組合の自主的な活動に対しては小組合から役員に報酬を送ることは当然のことであり、部落活動を願うならなるべく多くの役員を選り多くの報酬を送る様にしなければならない。現在相当の報酬を送っている小組合が大部分であるが金額も出来る丈多く送る様に選挙に先立って決める方が良いと思う。

4、選挙

今迄述べた通り小組合長には仕事を余りさせないことにして部落民の心望の厚い人で感の強い積極性の興い人を選ばなければならない。総務委員は本年度余り仕事が少なかったが、総務委員の仕事は貯金納税出資等を思う様に出来させる事は小組合員個人経済にも良い事であり新年度からは仕事も多くなって来ますので、過去半年の結果から総務は仕事は余りないのだ等と誤解しないで最も優秀なる人を選任されれる事が望ましい。

経済委員は皆様が御承知の通り多忙な仕事で農業関係の仕事が最も多いから皆さ計画性に富んだ実行力のある人が選出しなければならない。我々の小組合を礎上げ共同の福利を図る為役員選挙に当り立派な役員を選出し小組合の発展を図ろうではありませんか。

挨拶

門前信好

此の度地方教育委員会制度が発足し元助役湯之谷先生が教育長に就任され其の後任助役として不肖私を指命されましたが、私は健康も充分でなく学歴経験とても非才な者で到底私如き者の勤まる仕事ではないと思い辭退致しましたが村民の皆様方の御指導と御協力を得たるならばどうにか努まるのではないかと思い就任する事に致しました。

町村行政が一般行政と教育行政との二元化された今日に於いては村長は再行政を担任する事は云う迄もないが、助役は一般行政の財政及び経済部面を主体とする村長補佐の任務であると思うのであります。今後村長の方針に従って財政の確立、産業の振興に邁進致し度いと思います。

就任致しました上からは村民の皆様方の御期待に添う様努力致し度いと思いますから今後宜敷く御指導御鞭撻下さいます様お願い申上げ挨拶と致します。

暮しいゝお家にしましょう

かつて住宅と申しますと一種の虚栄の対象としまして主人の社会的地位とか資産とかいうものは、その建物を通じてほこりとしていた時代もあったのでありますが、これは住宅の本質を忘れて邪道に陥入つたもので封建思想の端的な現われであります。

住宅はそんな持主の考えてゐます様なかざりでもなければ貴とい品でもなく、貧乏とかお金持ちとかを計るバロメーターでもありません。すまいは人生生活に必要な休息、就寝、食事を充分に満すものでなければなりません。よそ行きの生活より一生の中一番多い日常生活、つまりふだんの生活を楽しくすることが出来る様にする事です。こういつた意味で家庭生活の中一日の時間を最も多く費し最も使用されるのは台所であります。

家事の仕事は雑用とみなされ設備の点におきましても殆んど関心がはらわれていなかつた為に、台所の仕事は厭なものであり又身分の低い人の働き場所であると考えられていたのでありますが、この台所に従来の座敷にはられていた半分でも考えられて設計し、又半分でも設備の点に於いて考慮されたものでありましたら、もつと楽しみの場所としての家庭が数多く実現されていたものと思います台所は明るく働きよく整頓され、とくに衛生的でありますことが理想とされています。明るいということは日当のよい東側か南東にしします。今迄の台所は人に見えないところはなるべく隅にということで、北側の暗いところが多かったのでありますが、日光の投射をよくすれば食器類の消毒に便利であります、いつも乾燥されています。今迄の北側のものでしたら窓を出来るだけ大きくとることが大切でありました。こういつたことから台所は先ず明るくということから出発することが大切であります。次に働きやすい食堂でもあり健康増進の製造所でもあり、親しい人を招じ入れ共に楽しい娯楽の場所としまして皆んなに愛される所となりましょう。それから次に考えさせられますことは、お便所であります。鹿児島では特にお便所の設備は台所と同様に考えられていますが、よく考えてみますと家庭も生活の場所であることが云えます。又特に感じますことは食べさえすればよい、寝さえすればよいといつた様な考えでありますが、健康を増進し、昼間の疲れを精神的にも肉体的にもいこいますことは今日の作業に対してより精力を増し一層能率を上げることが出来ます意味で家庭こそ再生産の場所であるとも云えるわけであります。こういつた意味で従来の様に客間を一番先に考え、玄関、居間、そして余り省台所といつた設計の方法でなく、先づ台所、次に寝室、居間、便所といつた様方は時間や力にも大きく影響します。例えて申しますと、かゞんで仕事をしますと、立つてしますより五%、坐つてしますより十四%多くの力を使います。ですから、かゞんだり立つたりの多い台所はそれだけ便利な台所で働く人に比べてつかれがひどく、従つて家事以外の家庭や社会の活動に加わることがむずかしいわけであります働きよいということは、動作が言葉の様に律動的に流れるものなのであります。

そして、あわてゝ行きあたりばったりやる事は働きいゝ台所とはいえません。改善と申しますと立派な機械や秤をならべる様に思れ勝ちでありますが、一本の釘一枚の板にも考え方によっては非合理的なものとなりますし、合理的なものともなる事が出来ます。

こゝで皆様に御相談申上げたいのは我が家の五ケ年計画とか六ケ年計画を立てゝそれに近ずく第一歩であるという考を強くし、五ケ年後には理想的な働きよい台所にという所で、かまど、ながしの位置等につきましても研究致しましょう。これに合して考えられることでありますが、迷信ということであります。

これは食生活の中でもやかましいわれるのでありますが、かまどの場合でもよく聞くのでありますが、その為にわざ〳〵作りますのに使いにくい場所や向きにしていることがあります。改善の本質をよくわかり働きよい台所にします為に迷信の支配から脱けることも大切であります。又改良となりますと何でも新しくなければならない様に思われ勝ちでありますが、今迄のものの位置をかえたり高さを考えたりしますことによつてより有効に使うことが出来ます。

古板を使つて食卓や調理台をこしらえたり高い棚にさらにもう一枚たして棚の数を多くしたり排水をよくしたりしまして古いものを再度利用しますことをも忘れてならないことであります。

この様にもつと働きよく、しかも明るい台所は生活の中心となつて食堂でもあり健康増進の製造所でもあり、親しい人を招じ入れ共に楽しい娯楽の場所としまして皆んなに愛される所となりましょう。

それから次に考えさせられますことは、お便所であります。鹿児島では特にお便所の設備は台所と同様におろそかにされ、お便所とは名のみで〝かこい〟はあつても戸がなくて開いたまゝのや雨のもるものとか燃足なものはなかゝ〳〵みあたらないのであります。

急に理想的なものにすることは困難でありますので、防蝿のために用が終ったらフタをするとか、台以外の家庭や社会の活動に加わることがむずかしいわけであります働きよいということは、動作が言葉の様に律動的に流れるものなのでありまして、あわてゝ行きあたりばったりやる事は働きいゝ台所とはいえません。改善と申しますと立派な機械や秤をならべる様に思れ勝ちでありますが、一本の釘一枚の板にも考え方によっては非合理的なものとなりますし、合理的なものともなる事が出来ます。

こゝで皆様に御相談申上げたいのは我が家の五ケ年計画とか六ケ年計画を立てゝそれに近ずく第一歩であるという考を強くし、五ケ年後には理想的な働きよい台所にという所で、かまど、ながしの位置等につきましても研究致しましょう。これに合して考えられることでありますが、迷信ということであります。

これは食生活の中でもやかましいわれるのでありますが、かまどの場合でもよく聞くのでありますが、その為にわざ〳〵作りますのに使いにくい場所や向きにしていることがあります。改善の本質をよくわかり働きよい台所にします為に迷信の支配から脱けることも大切であります。又改良となりますと何でも新しくなければならない様に思われ勝ちでありますが、今迄のものの位置をかえたり高さを考えたりしますことによつてより有効に使うことが出来ます。

古板を使つて食卓や調理台をこしらえたり高い棚にさらにもう一枚たして棚の数を多くしたり排水をよくしたりしまして古いものを再度利用しますことをも忘れてならないことであります。

この様にもつと働きよく、しかも明るい台所は生活の中心となつて食堂でもあり健康増進の製造所でもあり、親しい人を招じ入れ共に楽しい娯楽の場所としまして皆んなに愛される所となりましょう。

それから次に考えさせられますことは、お便所であります。鹿児島では特にお便所の設備は台所と同様に考えられていますが、よく考えてみますと家庭も生活の場所であることが云えます。又特に感じますことは食べさえすればよい、寝さえすればよいといつた様な考えでありますが、健康を増進し、昼間の疲れを精神的にも肉体的にもいこいますことは今日の作業に対してより精力を増し一層能率を上げることが出来ます意味で家庭こそ再生産の場所であるとも云えるわけであります。こういつた意味で従来の様に客間を一番先に考え、玄関、居間、そして余り省台所といつた設計の方法でなく、先づ台所、次に寝室、居間、便所といつた様なふだんの生活を尊重する方向に向けていきたいものであります。尊重しない生活が進歩しないことは私達が今迄の経験でよくわかっていますことであります。こうして私達は最も手近かなこと又自分の家で初めに手を入れるところはどこかを良く知つて、お便所が流しをつくることとか、棚の高さを考えることとか、又物の置場を考えることとか考え、小さいことからでも習慣を残しますことは、いわずとも家庭は明るくしていくことが出来ますことを信じるものでございます。

生活改良普及員

※カルシウム不足が原因※貧弱な日本人の体格※

補給には野菜や小魚を

日本人の背が低く体格の貧弱の原因の一つは力ルシウムの不足にあるといわれている。しかし現在の日本の食事では十分なカルシウムをとることがむずかしい。そこで合理的なとり方はないか、お茶の水大学教授稲垣長典（ながのり）氏にうかがってみた。

健全な生活をするためにヴィタミンが必要なことは最早十分知なれているが、ヴィタミン以外にも必要な微量栄養素があることは忘れ勝である。特にカルシウムは普通の日本人の食事からは必要量だけとるのに非常に困難である。大体一日一〇〇瓩必要というのに、〇・六〇〇瓩しかとっていない。

このように不十分だとコンクリートみたいにかたまった骨のカルシウムはけずりとられてゆく。そして色々の障害が起る。先ず骨格の形成が完全に行かない。成長期には大たい骨の長さが短くなる。その他風邪や傳染病にかかりやすくなり、いつまでも背の低い、弱々しい国民でもあるより仕方がない。そこでこのカルシウムをどうして有効に食事から補給したらよいであろうか。毎日牛乳を六合位ずつ飲めるような階級の人々はどうして配ないが、一般の人々はどうしても野菜とか小魚とかから補給しなければならない。その程度だとどうしても不足する。この少いカルシウムをよりよくとるには食べ方を考えなければならない。それには、食物の組合せによつてなるべく吸収利用率をよく食べることが必要であり、さらにカルシウム強化食品をとることが必要である。

カルシウムは一緒にとるものによつて吸収がよくなつたり悪くなつたりする。よくなる場合はヴィタミンDと一緒にとる場合であり、悪くなる場合は多量のリン酸かマグネシウムが食物中に含まれる場合である。このリン酸とかマグネシウムの多い食物は穀類である。だから日本人のように米を主食としている国民は、特にカルシウムのとり方を多くしなければならない。それなのにカルシウム給源の適当なものがないのが現状であるそこで最近ではこれを解決するためにカルシウム変人工的に加えた加工食品がだんだん市場に出て来た。例えばカルシウムが加えられた『みそ』がある。このような『みそ』を毎日食べていれば不足分の〇・四〇〇瓩位は一杯のみそしるからとれる計算になる。この『みそ』は味も値段も従来のものと変らず、そしてヴィタミンのように調理による損失がないから安心して使える。

そのほかに納豆とかパンに入れているが、これらも十分味にかわりなく食べることが出来る。

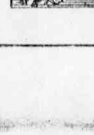

税の滞納をなくし
豊かで明るい村を
建設しましょう

さいばんしよのはなし（その一）

鹿児島地方裁判所事務局

◉國をおさめる三つの機関

私たちの国家には、他の民主的文化国家と同じように国をおさめてゆく三つの機関があります。国会、内閣、と裁判所がそれです。この三つの機関の役目は簡単にいいますと次のとおりです。

△國　会

たくさんの人が、平和に生活してゆくためにはどうしても、一定の規律を定め、みんながそれを守ることにしなければなりません。無人島でたゞひとり生活しているときは、そんなものは必要ありませんが、私たちの生活は、ちようど、たくさんの人が一つの道をゆきしているようなものですから右側を歩くとか、人をつき倒して走ってはいけないとかいう、規律が、どうしてもなければなりません。それがなかったならば、たえず人と衝突したり、けがをする人ができたりして、とても秩序正しい生活はできません。

しかも、その規律は一部の人が、勝手にきめたのでは困ります。そこで、私たちは、私たちの代表者を選びその代表者が集って社会の規律、つまり、法律を定めます。そしてそれを動かしてゆくうえに必要な経費のことをきめます。これが国会の役目です。

▲内　閣

国会の定めた法律に従って、その法律を実施すること、たとえば法律に定めた学校を作ったり、法律のきめたとおり税金を取り立てたりするのが内閣の役目です。

△裁　判　所

しかし、せつかく国会がよい法律を作ったとしても、一部の国民がそれを無視して行動したり、公務員が法律に従わない行政をしたのでは、とうてい秩序は保たれません。また、国会が、私たちの総意によつてできている一番大事な、一番大本の規律である憲法に反するような規律を作ったのでは、憲法の保障する私たちの権利をふみにじられ、結局、私たちの希望するような秩序正しい、平和で幸福な生活はできません。そこで、そういうことがないように、国民のために憲法や法律で正しく行われるようにする番人が必要です。これが裁判所なのです。

◉私たちと裁判所

いつでも健康でありたいということは、私たちのすべての希望です。また、病気にならないように気をつけない人はないと思います。しかし、いくら気をつけても、ときには病気にかゝることがあります。そのときはみなさんは、お医者さんの診断を受け、いろいろな治療をしていたゞくでしょう。

世の中も、私たちのからだと同じように、いろ〳〵の病気があります。そしていくら病気をなくそうと気をつけても、全然それをなくしてしまうことは、とても難しいことです。

ある人が、法律にそむいて罪を犯した場合には、社会全体の秩序を守るために、犯罪という病気を、裁判所に訴えて、なおさなければなりません。ですから、裁判所は社会の病気をなおすお医者さんであるといえるでしょう。

そして、こゝでは、いろ〳〵な種類の事件を取り扱います。

みなさんの間で、どちらかが法律の定めたとおりにしないため、争が起つて解決がつかないときは、どちらが正しいかをきめて下さいと、裁判所に訴えることができます。

公務員が法律に従わないでいろいろな行政をしたため、みなさんの利益が害されたときは、裁判所に訴えて、その処分を取り消してもらうことができます。

またたとえ、法律にそむいて罪を犯したといつて訴えられても、それが無実であれば、裁判所で、その申し開きをすることができます。

国会の作った法律が、憲法に反する悪い法律であれば、そのような法律は無効だから従わなくてもよいと主張して、憲法で保障された権利の保護を求めることもできます。

このように、どんな社会の病気でも裁判所というお医者さんに訴えれば、裁判所は、必ず、訴えた人とその相手方の言い分をよく聞き証拠もよく調べたうえで、間すべきは割し、正しい人は守り、裁判によつて、憲法や法律で正しい国民の自由と権利を保護し社会の正義と秩序を守るのです。

『社会のあるところ、法あり』といわれておりますが、私たちの生活は、直接に、あるいは間接に、法に基いて営まれております。

したがつて、法の番人である裁判所がなくては、みなさんの自由と権利を保護し、社会の平和と秩序を守つてゆくことは、どうしてもできないのです。私たち人類の歴史が始まつて間もない頃から裁判という制度があつたのも、また、正しい裁判が行われないようになると、国の政治は乱れるといわれるのも、私たち国民と裁判所の深いつながりをいゝあらわすものでありましよう。裁判所が、国民のための裁判所であり、正義の殿堂といわれるのは、こんなわけです。

◉正しい裁判が行われるために裁判所が正しい、立派な裁判をすることができるようにするために制度のうえでも、いろ〳〵のことが考えられて居ります。

たとえば、憲法は、裁判官に良心に従つて正しい裁判をするように定めており、裁判官は、これを守つて行動しています。また、誰も裁判官に干渉することは許されません。外部の力はもちろんのこと内部のどんな人も、裁判のことについて命令をしたり干渉したりすることはできません。この意味で裁判官は『良心と法律』だけに従つて職務を行うのです。

たゞ、もし裁判官に不正なことがあれば、国会議員からできている弾劾裁判所に訴えてそのような裁判官をやめさせることができるようになつています。

民事調停を語る

農協理事　押川熊次郎

借金を返す権利

借りるときのえびす顔返すときの閻魔顔と云う言葉がありますが曾て或る有名な陸軍大将は某実業家から大金を借りたのですが之を返金しようとしてもどうしても受取らぬので困りはて、弁護士に相談したところそれは免除に因つて已に民法上債務は消滅して居るから如何ともしがたいと云う答えでもつたので大将は二度ビックリして俺は借金を返す権利があると大いに憤慨したと云う話があります勿論其実業家は金よりも大将自筆の借用証書其のものが家宝としてほしかつた事は云うまでもありませんドイツ民法は債務の免除を契約としタトエ債権者が借金を免除すると云つても承諾しない限り債務は消滅しないのでありますが日本民法はそうではないのです農協の組合員が組合から金や物を借りたとき此の大将のように借金を返す権利があると云うて言えぬ迄もせめて借金は返す義務があると平素考えて常に誠意を以て之を実行して頂けば何も問題は無いのでありますが手を尽し手段を講じ且誠意を低くして何回となく請求しても全くヌカに釘の人もないではないのは甚だ困つたものです私共の農協が何故に再建整備組合と云う不名誉な名前をつけられねばならなかつたか？之は役職員は元より組合員も共に深く反省して見る必要があると思います所謂コゲツキ債権を如何にして取立るかと云う事は茲二三年来の重要問題で役員会の都度議題に上り特に財務処理委員迄設けて対処し役職員の頭痛の種子となつたのであります。

支拂命令

をかければ手数はかゝれ裁判所まかせで至極簡単なのでありますがそれでは債務者に大きな負担がかゝり暇を費すのみならずすぐに差押又は競売となり若し其に異議がきれば裁判となつて法廷で勝敗を決しなくてはならぬので役員間で特に慎重に研究の結果民事調停の方法が一番よいと云う結論に達したのであります

民事調停は裁判ではない

民事調停は法規と條理の他に義理と人情と云う民度に依つて真実を見出すと云う方法ですから裁判が多くの場合例えば　3－1＝2であるのに対し之が調停である場合は例えば3－1＝0である事も或はあり得る事と思います。

故に調停は裁判官を中心にして当事者がお互い膝をつき合せ煙草を吸いお茶を飲みつゝ而も談笑裡に凡て双方の相談づくで事を纏めてケジメをつけようとする真の民主的な行き方であるのであります。

然るに兎もすれば之を裁判だとして誤解し非難攻撃する人もある様ですが其れは全く認識不足であります。よく此の制度の親心を理解して戴いて支払命令に比較すると大体費用が十分の一程度ですみますから第一債務者が大いに助かる訳です。

調停成立すれば判決と同一効力

当事者間に納得がゆき理解し合えば茲に調停は成立するのですが其の結果は裁判の判決と同一の効力が発生し若し約束した事項を履行しないときは執行吏に依頼して直に差押処分に附する事が出来るのですから調停の結果に注意し調停事項は遵守しなければなりません

調停の種類

調停は大体に於て家事と一般民事に区別されるのですが本稿に於ましては一般民事調停のみを述べまして家事は後日の稿に譲りました。

1、宅地建物の貸借其の他の利用関係の紛争

2、金銭の貸借債務に関するもの

3、農地又は農業経営に附随する土地建物其の他の農業用資産の貸借其の他の利用関係のもの

4、商事の紛争に関するもの

5、鉱業法の定める所の鉱害に関する賠償の紛争等があります

民事調停は誰でも應用出來る

法的の厳罰主義は応々不成功に終る場合があると云はれますが今や調停は国民の信頼を得て民事紛争の過半（約六〇％）を処理し益々之が利用増加の傾向にあるのであります。其れは民主々義の本旨に則り大いに民意を尊重するからであります。

ローマは亡んでもローマ法は今尚世界を指導して居ります其れはローマ法其のものが民間法律家の進言を尊重して成り立つたものであるからだと傳えられます。

徳川時代三百年間の平和は凡そ民衆道徳の発達で而も家康が人選に殿でおつた事に基因するものと云われます。

国家の機関はすべて国民の為の機関に外ならないのですから国民に愛され国民に信頼されるものでなければなりません。

民事調停は第一次世界大戦の産物としてドイツに発達し日本も之を学び去る関東大震災のとき大いに実績を挙げ明治年々進歩して今日に及んだものでこの所謂輝かしい発展の過程を辿つて居ります。

一般民事々件や家事に関し悩んでおられる人方や或は色々と解決策に困つて居る人はどなたでも先ず民事調停制度を活用される事が最も簡易且便益でありましよう。

新憲法下の裁判所は昔の其れと違い独も民主且平民的で実に親しみ易い所となりました申立事件は口頭でもどし〳〵受付ます。

昨二十七年には当農協として止むに止まれぬ事情からの六十件余りの調停事件がありましたが永田主任判事さんが心から農協と組合員の為を思い法規と條理の上に立ち而も道義と人情の民度で大岡裁きの下凡て全丸くして感謝して居ります。

焦燥の間推敲宜しきを得ず無者自らも不満足の点もある事を陳謝致します。

目はまわりくどはまわらぬ年のくれ

（筆者は司法委員民事調停委員）

村づくり定期貯金

当せん番号

特等	（5万円）	12711
1等	（1万円）	10647　19639
2等	（1千円）	下三桁　971
3等	（5百円）	下三桁　084　690
4等	（100円）	下二桁　78　36　45
5等	（17円）	残り全部

田代村農業協同組合

豚養

終戦以来食糧事情の悪化に伴い豚肉の需要は多くなり価格は暴騰の暴騰を続けて農家の副業としては最大のものとなつていたが、昨二十七年度は麦の統制撤廃となり食糧事情は好轉し養豚は前年の二倍となり生産過剰を示し価格の大暴落を来したのである。

本村としても昨年三百頭以上の肉豚を生産し春から夏にかけて約百頭位が村外へ移出されたのみで、殆移出は止り年末には百二十頭という大量の自家用屠殺が行はれたのであるが　現在尚百頭位の肉豚が生産され買人を求めている状態である。

一月の中旬現在漸く安い乍も少しづつ移出が始まつたので二月三月迄には相当数量移出出来るのではないかと予想される。

価格も現在生体斤当五〇円であるが、例年ならば二月三月は下落の一途を辿るのであるが、現在価格が余り安過ぎるので本年は幾分揚るのではないかと思う。

一部の農家の間では豚は駄目だ、もう豚は飼はないと云つているが此処で考えなければならない問題は養豚は価格が良いからやる安いからやめると云つた様な行為はやめなければならないと思う。

養豚の価格の浮沈の激しい事は昭和二十六年五月一日発行のタシロ時報でも述べた通りで、此の事実覚悟の上養豚は行はれなければならない。農業経営に基礎を持ち現在の様に価格の安い時にでも引合う養豚でなければならない。

現在養豚を続け得る農家は今後価格が揚れば揚る程利益は増加するが、価格の良い時期のみを見計つて飼育する農家の養豚は価格が良くなつた時でも採算の取れない養豚になつてしまうのではなかろうか。又一面栄養面から云つても本村の様に海岸を持たない町村では豚肉で栄養を取り高い魚は買はない様にしなければならない。

今国会に提案準備中の屠場法案では自家用屠殺は獣医師の証明書を添えて町村長に届出さえすれば、屠殺出来る様になつている。此の法案が通過すれば自家用屠殺も現在より手続が極簡単でお互が安い豚肉を食う事が出来るのである。

尚自家用屠殺をすれば否応でも一時に大量に喰つて仕まうのが通例であるが、将来の農協に豚肉加工場でも設けて加工し年中少しづつ宛豚肉が食べられる様にする必要があると思う。海岸を持たない本村としては切実な問題である。

隆盛を見つゝある本村の養豚が價格の下落に依つて減退することなく健実な養豚が益々盛になる様希望するものであります。

門前更員

愛農救國運動

久保忠一

一体何故人々は百姓が嫌いであるのか。…それには勿論それ相当の理由がある。先ず第一に百姓ほど労苦の多い仕事はないと言う事である。

私は常見するのであります。土を愛し作物を愛し家畜を愛する愛農精神こそは、これらの労苦も変じて、無上の楽しみとなるのであります。

食わんが為に、イヤイヤ百姓をやつている人間には農業の楽しみは分からない、作物を愛し研究心に燃えている百姓にとつては、作物の為に労苦する事がそのまま楽しみとなるのであります。この臭い糞尿も、作物にとつては、何よりの栄養となりキタナイ、堆厩肥も作物にとつては無上の好物であるものと云うものであります。ある、部落の青年が、人糞尿を、扱う事を非常にいやがつていました。肥桶に人糞尿を汲む時には黄をむいて汲んでいる。肥溜に人糞尿を流し込む時には胸がムカムカして來ると言う人糞尿そのものが誰しもキレイであると思う者はありません。而しこのキタナイ人糞尿を作物に施す時には、あのおいしいおいしい米や麦や果実になるのであります。

寒風吹きすさぶ中で手を凍せながら植えた移植麦がスクスクと伸びて直播麦の倍もあるような大穂を つけた時夜もロクロク寝ない で育て上げたヒナが大きくなつて卵を生みはじめた時、夢みながら反当増産を夢みて草を刈り堆肥をつくる、百姓のよろこびは土を愛し作物を愛する愛農精神の持主のみが味わう事が出来るのであります農業の労苦のみを知りて、その労苦がそのまま楽しみでありよろこびである事を知らない人には農を論ずる資格はありません。我等人間生活の根本を為すものは何んと言つても食糧であります。人間は食糧なくして生活する事が出来ない他の物如何に富に生産されようとも、食糧として不足するならば人類社会は忽ちにして不幸と混乱に陥る。我等はこの事を今次の大戦に於て骨髄に徹して体験しました。人類協同生活体の根幹を為すものは食糧であります。この食糧生産の任務を分担する農民こそ、あらゆる職業の中で最も尊重されねばならぬものである事は誰しも異論はありますまい。農民が土を愛し家畜を愛する愛農救国の同志こそ田代村を救う志士にあらずして何でありましよう。田代の救はるるも亡ぶるも農民諸君の双肩にかゝつている我等同志は寒する田代村再建の為に共に一命を捧げようの手はありませんか。（以下次号へ）

自由販賣米買取について

……協……
……農……

皆様が、かねて新聞、ラジオ等で御承知の通り、供出が済んだ人、割当の出かつた人は米の自由販賣が出來ます。

農協も自由販賣の取扱が出來る様に政府から指定されましたので左記の價格で買取りますから少しでも御約して出荷下さる様に御願い致します。

尚、自由米の取扱の出來る人は政府の指定を受けた人に限ります指定を受た人は政府の指定買を持つて居ります。この指定買を持つていない人に賣つた場合は、賣つた人も、買つた人も罰せられますので御注意下さい。

記

一、籾一俵

（新俵の場合）二、四九〇円
（古俵の場合）二、四二〇円
（裸の場合）二、三九〇円

二、陸稲、もち米は右記價格の二〇〇円下げと致します。

一、代金は出荷と同時に金額、現金にて御払い致します。